

## 「事務所通信」創刊にあたって…



このたび、「事務所通信」を創刊することとなりました。毎月、税制改正や補助金・助成金情報、その他、事務所のお知らせなどを、皆さまへ届けてまいりたいと思います。

今年は、事務所創設8年目になります。お客さまとともに、更なる発展を目指して努力してまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

宮城 洋平

## 税務の話題

「所得拡大促進税制」が変わります！  
(平成30年4月1日以後開始事業年度から適用されます)

次の要件を満たした場合、  
(今期の給与総額 - 前期の給与総額) × 15% が法人税額から控除できます。

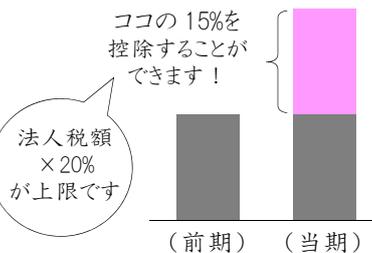
[要件] 
$$\frac{\text{今期の一人あたり平均給与} - \text{前期の一人あたり平均給与}}{\text{前期の一人あたり平均給与}} \geq 1.5\%$$

「一人あたり平均給与」は前期と当期の全ての月で給与の支給を受けた従業員のうち一定の者をもとに計算します。

さらに!

上記[要件]の計算で2.5%以上 + 次の2要件のいずれかを満たした場合には、  
(今期の給与総額 - 前期の給与総額) × 25% が法人税額から控除できます。

- ① 教育訓練費が前年比で10%以上増加していること
- ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること。(詳細はお問い合わせください)



この税制は以前と比べ、控除率が10%から15%となり、要件もとてもシンプルになりました。これからも、従業員の方への適正な評価をお給与に反映いただくことで、法人税額の減税効果も期待できます!

## ご存知ですか? 「キャリアアップ助成金」

### 制度のご紹介

いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成などの取り組みをした事業主に対し、助成する制度です。

8つのコースがありますが、今回は「正社員化コース」をご紹介します。

#### 「正社員化コース」概要

有期契約労働者等を正規雇用労働者などに  
転換 又は 直接雇用した場合(一人あたりの助成額)

- ① 有期 → 正規 57万円
- ② 有期 → 無期 28万5千円
- ③ 無期 → 正規 28万5千円

なお、この制度には  
・雇用保険適用事業所であること  
・キャリアアップ計画書を作成し、管轄労働局長の認定を受けること。  
などの要件があります。……はい、手続きは多いです。ですが、今後の事業展開においても、やはり優秀な人材確保は必要ですね。国の制度を活用しましょう。(実施の際は、社会保険労務士をご紹介します。)

## 事務所の近況

「SWOT分析スキル検定  
初級講座」  
を受講しました!

“SWOT分析”とは、自社の状況を

- S → Strength (強み)
- W → Weakness (弱み)
- O → Opportunities (機会)
- T → Threat (脅威)

の4方向から分析し、それを掛けあわせることで、最適な経営戦略を策定する方法のひとつです。

この分析により、社長をはじめ、役員の方々が納得の  
できる行動計画・事業計画を策定することを目的として  
います。

日々、通常業務でご多用のことと思いますが、  
ぜひ一度、今後の方向性を  
ご一緒に考えてみませんか。

「初級資格」の  
受講証です! →

